

令和元年度山梨県登録販売者試験実施要領

1 試験日時

令和元年9月11日(水) 午前10時から午後3時30分まで
午前9時～午前9時30分に集合してください。
午前10時30分以降は、入室(受験)できません。

2 試験場所

山梨大学甲府キャンパス(甲府市武田四丁目3-11)他

*注意 受験者数によっては他の会場での受験となる可能性があります。
試験場所については、受験票でご確認ください。

3 受験資格

学歴、年齢及び性別は問いません。

4 試験項目等

試験項目、問題数及び試験時間は次のとおりとし、試験は筆記試験(多肢選択式)とする。

試験項目	問題数	試験時間
薬事に関する法規と制度	20問	午前10時～正午
医薬品に共通する特性と基本的な知識	20問	
人体の働きと医薬品	20問	
主な医薬品とその作用	40問	午後1時30分～ 午後3時30分
医薬品の適正使用と安全対策	20問	

5 出題範囲

厚生労働省が作成した「試験問題作成に関する手引き(平成30年3月)」の範囲から出題する。

6 受験願書受付期間等

令和元年6月13日(木)から6月26日(水)まで(土曜日、日曜日を除く。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までの期間に、本人又は代理人が受験願書受付場所へ持参する。郵送による受付は認めない。

7 受験願書受付場所

- (1) 甲府市在住の受験者……甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課
(甲府市相生2-17-1 健康支援センター2号館2階) ☎055-237-2550
- (2) 甲府市以外県内在住の受験者…各保健福祉事務所(保健所(支所を含む。以下同じ。))

中北保健所（甲府市太田町 9-1） ☎055-237-1382
中北保健所峡北支所（韮崎市本町四丁目 2-4 北巨摩合同庁舎 1 階） ☎0551-23-3071
峡東保健所（山梨市下井尻 126-1 東山梨合同庁舎 1 階） ☎0553-20-2751
峡南保健所（南巨摩郡富士川町鯉沢 771-2 南巨摩合同庁舎 2 階） ☎0556-22-8151
富士・東部保健所（富士吉田市上吉田 1-2-5 富士吉田合同庁舎 2 階） ☎0555-24-9033

(3) 県外在住の受験者

山梨県福祉保健部衛生薬務課薬務担当
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1-6-1（県庁本館 5 階） ☎055-223-1491

8 提出書類等

- (1) 受験願書 …… 2 通（正副各 1 通。ただし、県外在住の受験者は正 1 通。）
(2) 写 真 …… 1 枚（**正**に貼付）（提出前 6 か月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像で縦 4.5 センチメートル、横 3.5 センチメートルのもの、写真の裏面に氏名を記載すること。）を、願書の写真欄にはがれないように貼付すること。
(3) 受験手数料 …… 14,000 円（甲府市を除いた県内在住の受験者は**副**、甲府市及び県外在住の受験者は**正**に 山梨県収入証紙を購入し貼付すること。消印はしないこと。）

9 結果の発表等

(1) 合格者の発表

令和元年 10 月 11 日（金）午前 10 時に山梨県防災新館東側掲示板（スクラブル交差点付近）、各保健福祉事務所（保健所）・甲府市健康支援センターの掲示板及び県ホームページに合格者を受験番号で発表する。

なお、電話による可否の問い合わせには一切応じません。

(2) 合格通知書の送付

合格者には、合格発表後に合格通知書を郵送する。

10 合格の取消し等

- (1) 受験の申込みにあたって虚偽又は不正があった場合及び受験中の不正行為が判明した場合は、受験を無効とする。

また、合格通知書の発送後に、これらのことが判明した場合は、合格を取り消します。

11 得点の開示

- (1) 受験者本人が、合格発表の日（令和元年 10 月 11 日（金））から 1 か月間（11 月 11 日（月）まで。閉庁日を除く。）の午前 8 時 30 分（発表当日は午前 10 時）から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで、試験項目別得点及び総合得点を山梨県福祉保健部衛生薬務課において、口頭による開示請求をすることができる。
(2) 受験票、身分証明書等受験者本人であることが確認できるものを持参すること。

12 注意事項

- ・ 受験願書を受理したときは、令和元年8月上旬に受験票を郵送しますので、受験票が8月16日（金）までに到着しない場合は、福祉保健部衛生薬務課薬務担当に電話（☎055-223-1491）で申し出てください。
- ・ 受験願書提出後、住所又は氏名を変更した者は、直ちに福祉保健部衛生薬務課薬務担当に電話（☎055-223-1491）で申し出てください。
- ・ 受験手数料は、申し込みを取下げ又は受験しなかった場合でも返還はしません。
- ・ 試験当日は、受験票及び筆記用具（HB鉛筆・プラスチック製消しゴム）を必ず持参してください。
- ・ 受験者は、試験会場内には駐車できません。また、会場周辺も駐車禁止となっておりますので、公共交通機関等をご利用ください。
- ・ 身体に障害がある方で、受験の時に配慮が必要な受験者については令和元年6月12日（水）までに山梨県福祉保健部衛生薬務課薬務担当（☎055-223-1491）にお申し出ください。
- ・ 試験中は、携帯電話及び通信機能のある時計等の電源を切り、机の上に置いてください。携帯電話等の電源を切ることができない場合は試験本部で預かります。
- ・ この試験についての問い合わせは、山梨県福祉保健部衛生薬務課薬務担当（☎055-223-1491）、各保健福祉事務所（保健所）又は甲府市健康支援センターにしてください。
- ・ 地震・台風等で試験の日時等に変更が生じた場合、山梨県ホームページに変更内容を掲載しますので、ご確認ください。
- ・ 医薬品の販売等に従事しようとする場合は、登録販売者試験に合格した後、販売従事登録を受けてください。また、販売従事登録を受けても過去5年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間が通算して2年に満たない者にあつては付ける名札は、「登録販売者（研修中）」となり、勤務中は薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に従事することになりますので、「登録販売者（研修中）」の者のみでの医薬品の販売はできません。
- ・ 次の方は、試験に合格しても登録販売者になることができません。
 - イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第75条第1項の規定により許可を取消され、取消しの日から3年を経過していない者
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者
 - ハ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者
 - ニ 成年被後見人又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者
 - ホ 心身の障害により薬局開設者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの